

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2014 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2014年3月号(J175)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

今月のトピックス

- 01 「慶餘堂」商標訴訟 慶餘堂参薬号が敗訴
- 02 「四物飲」の包装を模倣、権利侵害で有罪判決
- 03 「アジア NFC アライアンス」を設立
中華電信が KDDI、SK Planet、HKT と NFC 応用の共栄圏確立を目指す
- 04 台日産業連携推進オフィスが和歌山県と協力覚書に調印
- 05 食品衛生管理法改正案が立法院で可決、悪質な業者の罰則を大幅に強化

台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連
台湾上青 VS. 台青 台湾菸酒会社が台湾青啤を訴えたが、ビールの商標権争いに敗訴
- 02 著作権関連
使用料率について利用者が異議申立できる事項、著作権主務機関が変更できる事項は使用料の算定基礎、比率又は金額のみ

今月のトピックス

J140215Y2

J140215Y4

01 「慶餘堂」商標訴訟 慶餘堂参薬号が敗訴

知名な朝鮮人参販売業者である慶餘堂参薬号有限公司（Ching Yue Tarnng Chinese Herbs & Ginseng Co., Ltd.、以下「慶餘堂参薬号」）は慶餘堂医療器材股份有限公司（Formosan Biotech Co., Ltd.、以下「慶餘堂医療器材」）に氏名権を侵害されていると判断し、公平交易法（公正取引法）第 24 条違反を事由として慶餘堂医療器材に対して「慶餘堂」を社名に使用することを差し止めるよう裁判所に請求した。慶餘堂参薬号は高等裁判所から敗訴の判決を受け、その後最高裁判所に上訴していたが、棄却が決定された。

慶餘堂参薬号は 1913 年中国上海にて創業し、1952 年台北市政府に対して会社設立登記を行い、漢方薬の小売・卸売、化粧品の小売・卸売、貿易等の業務に従事している。一方、慶餘堂医療器材は台北市政府に対して 2000 年 3 月 23 日に会社設立登記を行い、病院経営コンサルティング、栄養カウンセリング、医療器材卸売等の業務に従事している。

高等裁判所の判決書によれば、会社法によると、二つの社名（商号）に異なる業種又は区別可能な文字が表示されているとき、社名は同一ではないとみなす。同類の業務の社名について異なる業種が表示されていれば、たとえ名称の主要部分が同じ又は類似していても、社名は同一ではないとみなす。

慶餘堂参薬号と慶餘堂医療器材について、両社の社名における主要部分はいずれも「慶餘堂」であり、またいずれの社名も会社設立登録を行った際に主務官庁から許可を得ている。これは争わない事実である。社名の中に、慶餘堂参薬号は「参薬」、慶餘堂医療器材は「医療器材」という業種がそれぞれ表示されており、前者は薬品、後者は医療器材であり、明らかに異なるため、消費者に誤認混同を生じさせる虞はない。

また、慶餘堂医療器材が慶餘堂参薬号の知名度を利用して、明らかに公正を欠いた方法で競争やビジネス取引に従事したということ、慶餘堂参薬号が立証できないため、慶餘堂参薬号は公平交易法違反を事由に慶餘堂医療器材に対して「慶餘堂」を社名に使用することを差し止めることはできない。最終的に、慶餘堂参薬号は上訴を提起したが、最高裁判所はこれを棄却決定した。（2014 年 2 月）

J140227Y3

02 「四物飲」の包装を模倣、権利侵害で有罪判決

統芳生物科技股份有限公司（Top Greats Biotech Co., Ltd.、以下「統芳公司」）は 2009 年 8 月から、それが製造する飲料品「玫瑰四物飲」、「青木瓜四物飲」の包装に、佳格食品股份有限公司（Standard Foods Corporation、以下「佳格公司」）の包装に類似したものを使用し、さらに富士康生物科技股份有限公司（Fijicome Biotech Marketing Co., Ltd.、以下「富士康生科公司」）を通じて大手販売店にて販売していた。佳格公司是 2010 年 11 月にその状況を発見し、知的財産裁判所に訴訟を提起した。第一、二審判決ともに被告の 2 社（統芳公司与富士康生科公司）に敗訴を言い渡し、佳格公司への 165 万新台湾ドルの賠償金支払いを命じた。刑事部分については検察官が起訴し、台南地方裁判所は代表者である張展図（統芳公司の董事長、富士康生科公司の総経理）に著作財産権侵害の罪で 1 年の懲役、並びに被告の 2 社に計 100 万新台湾ドルの罰金を科す判決を下した。

台南地方裁判所の判決書によると、佳格公司の「青木瓜四物飲」の包装は「青木瓜」（緑のパパイヤ）の色合いに合わせて、グラデーションのある青緑色が使用され、「玫瑰四物飲」と同様に数個の開いた薔薇のイラストが図面に配置されており、かつその包装には製品のボトルの図案が表示され、また深緑色をベースとした菱形に似た図案が目立つ場所に配置され、図案の中央には白い文字で「青木瓜四物飲」の製品名が記載されており、製品のボトルを包むフィルムも、紙箱の包装と同じである。佳格公司の 2 種類の「四物飲」は作者の思想上又は感情上の精神をある程度表現しており、色彩、色の濃淡、バラの図案及び菱形の図案等を利用し、文

字による記述と全体のレイアウト設計を組み合わせ、その個性を示しているため、獨創性を有するものである。

台南地方裁判所の判決書ではさらに以下のように述べている。盗用の要件には 1.アクセス、2.実質的な相似がある。許諾を得ずに複製することも広義の盗用である。被告の張展図は、統芳公司の四物飲がデザインの段階において、味全、統一、順天堂、佳格等の製品の比較を行ったと供述しており、張展図が佳格公司の四物飲に直接アクセスする機会があったことは明らかだ。さらに統芳公司の四物飲の包装は、そのコンセプト、外観、表現方法ともに佳格公司のそれと同じであり、両者の総体的な観念と感覚に大きな違いはない。使用されている説明の文字、ブランドの商標は多少異なるが、類似度は高く、かつ類似する部分は佳格の四物飲のエッセンス又は核心であり、実質的な相似がある。

さらに証人である千葉設計公司の代表者は取り調べにおいて、統芳公司に四物飲の包装デザインを委託され、どのようにデザインするかを話し合ったことを証言している。張展図が許諾を得ずに佳格公司の四物飲の包装を複製し、販売する等の行為を行い、故意の事実があったことは明らかである。このため、張展図を 1 年の懲役に処すとともに、被告の 2 社に 100 万新台湾ドルの罰金を科す判決を下した。(2014 年 2 月)

J140226Y7

J140225Y7

J140226Z7

J140225Z7

03 「アジア NFC アライアンス」を設立

中華電信が KDDI、SK Planet、HKT と NFC 応用の共栄圏確立を目指す

中華電信 (Chunghwa Telecom) は 2 月 25 日、スペインのバルセロナで開かれたモバイルワールド कांग्रेस (Mobile World Congress) において、日本の KDDI、韓国の SK Planet、香港の HKT とともに「アジア NFC アライアンス (Asia NFC Alliance)」を設立することを発表した。

アジア NFC アライアンスの主席に就任した中華電信行動通信分公司 (Mobile Business Group, Chunghwa Telecom Co., Ltd.) の林国豊総経理によれば、アライアンスの目的は国境の制約を取り除くことであり、各国の既存 NFC (近接型無線通信) サービスを相互にリンクしていく。アジア各国の経験豊富な通信サービスチームが参加する他、モバイル通信の国際組織である GMS アソシエーション (GSMA) の支持を得て、世界規模の NFC 産業生態系を確立することを推し進めていく。

アライアンスの設立を通じて、台湾の消費者はアジア地域における NFC サービスを享受できるようになる。つまり今後は観光案内情報のダウンロード、クーポン券、宿泊施設やチケットの予約などの NFC サービスを、国境を越えて利用できるようになる。

アジア NFC アライアンスはさらに、三段階の発展目標を定めている。第一段階は各国の NFC 技術の互換性及び応用の多元性の発展に焦点をあて、第二段階ではアジア太平洋地域における NFC 産業情報提供のプラットフォームとなり、最後の第三段階では世界の提携パートナーやアライアンス会員を集め、アジア各国のモバイル通信産業における NFC 応用の成熟と革新を共に促し、アジア NFC 応用の共栄圏を確立していく。(2014 年 2 月)

J140228Y8

J140227Y8

J140228Z8

J140227Z8

04 台日産業連携推進オフィスが和歌山県と協力覚書に調印

日台の地方産業による提携が新たな一歩を刻んだ。2 月 27 日和歌山県庁において、経済部工業局の呂正華副局長と和歌山県の仁坂吉伸知事による立ち会いの下、「台日産業連携推進オフィス」(TJPO) の張啓裕執行長と和歌山県商工観光労働部の藤本陽司部長が産業提携覚書に調印した。これは三重県に続いて TJPO が産業提携覚書を調印した二番目の日本地方政府とな

る。双方は製造業を中心とした交流や提携を展開し、特に機械産業の提携を優先し、今後は双方のニーズに応じて、その他の産業も追加していく。

経済部は「台日産業提携推進オフィス」を日台産業提携のプラットフォームとしており、現在は 27 の日本地方政府又は産業組織と提携関係を築いている。今後 TJPO はその他の地方政府や産業組織との提携も推進し続けていく。

TJPO が和歌山県と提携覚書に調印したのに続いて、日台双方の産業が理解を深めるように台北駐日経済文化代表処、日本の交流協会、TJPO、日本貿易振興機構（JETRO）も 3 月 12 日に和歌山市で「台湾・日本ビジネスアライアンスセミナー」を共同で開催する予定だ。

工業局によると、和歌山県には実力を具える企業が多数あり、日本国内で影響力を持つだけでなく、世界でも重要な役割を担っている。例えばコンピュータ横編機で世界一のシェアを持つ島精機製作所、高機能性樹脂原料を世界の 8 割生産する和歌山精化工業株式会社、梅ジュースを日本の 8 割生産する中野 BC 株式会社などが挙げられる。工業局は、国内業者が和歌山県の中小企業と提携することにより、双方の産業の付加価値を高め、国際競争力を向上させることができると確信している。（2014 年 2 月）

J140205Y9

J140128Y9

05 食品衛生管理法改正案が立法院で可決、悪質な業者の罰則を大幅に強化

「食品衛生管理法一部条文改正案」が 1 月 28 日立法院（国会）臨時会において可決され（第三読会を通過）、2 月 5 日に總統令として公布された。同法は「食品安全衛生管理法」と改称され、悪質な業者に対する過料と刑事責任が強化されている他、三段階の食品品質管理方式、つまり「業者による自主管理」—「認証機関による検査」—「政府による抽出検査管理」という三段階の管理方式が導入されている。同時に食品安全管理を強化し、消費者の健康を保障するために、食品安全保護基金が新設されることになった。

さらに、改正法では遺伝子組換え(GM)食品原料は中央主務官庁による健康影響に関するリスク評価の審査を受けるとともに、検査登記を完了し、外包装に明らかに表示しなければならないとの規定が新設された。

衛生福利部食品薬物管理署(FDA)によれば、今回の改正には調合食品添加物の検査登記が含まれていないが、調合食品添加物に対する管理は 2013 年 6 月 19 日に改正公布された食品衛生管理法第 8 条に基づいて、2014 年末までに食品添加物の製造、輸入、販売に従事する業者に対する企業資料と販売する食品添加物目録、成分、使用範囲の強制登録を公告することを計画しているとのことである。今後は応用情報プラットフォームを連結し、食品添加物の水際における管理や食品業者への立入り検査を強化するとともに、関連部署により食品添加物の流れを遡るシステムを確立し、違法な添加を追跡調査できるようにしていく。

今回の改正におけるポイントは以下の通り。

- 一. 特定の食品業者が使用又は販売する製品の原材料、半製品及び完成品は自ら検査を行うか、他の実験室で検査を受けるべきであることを明らかに規定している。
- 二. 偽和又は偽造、未許可食品添加物の添加に対する過料は、6~1500 万新台湾ドルから 6~5000 万新台湾ドルに引き上げられ、懲役の期間も 3 年以下から 5 年以下に延長させた。製品表示、広告、宣伝が虚偽、誇張又は容易に誤解を生じさせるものに対する過料も 4~20 万新台湾ドルから 4~400 万新台湾ドルに引き上げられた。
- 三. 故意の犯罪により得た財物又は財産上の利益は、被害者に返還されるべきである他、犯人のものは没収されるべきであり、没収できないときは、その価額を追徴しなければならない、必要に応じてその財産の差押えを酌量してもよいと明らかに規定されている。
- 四. 法人の罰金を行為者の 10 倍以下に引き上げて、その責任をより重くしている。
- 五. 主務官庁は食品安全保護基金を設立し、不法業者の過料、罰金又は不当利得を以って、消費者による訴訟又は健康影響に関するリスク評価に係わる経費を補助する基金の原資としてもよい。
- 六. 訴訟手続における告発者の身分資料の守秘を保障する規定について、告発者の適用範囲を拡大して、告発の動機づけを高める。（2014 年 1 月）

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 台湾上青 VS. 台青 台湾菸酒会社が台湾青啤を訴えたが、ビールの商標権争いに敗訴

■ ハイライト

台湾菸酒会社は、台湾青啤会社が「台青」の商標を出願して登録が許可されたことを不服として、知的財産局に異議申立と訴願を提出し、相手方の商標登録を取消すよう請求したが、すべて不成功に終わったため、知的財産裁判所に行政訴訟を提訴した。合議審では二つの商標の類似度が低く、誤認混同させる恐れはないと判断し、台湾菸酒会社の敗訴を言い渡した。本件はなお上訴できる。

台湾菸酒会社は「台青」商標が同社所有の「台啤、台湾上青」商標と、外観又は觀念においても近似を構成している、消費者に誤認混同され易いと主張した。これに対して、台湾青啤会社は、台青は高度な識別性を有しており、「台湾上青」商標は相手方の製品の広告コピーであるため、両者の識別性の強弱は比べることができず、消費者はその違いを見分けることができると主張した。

合議審判断：誤認混同させる恐れはない。

合議体の審理では、消費者が「台青」を見た後、必ずしも「台湾上青」を連想することなく、二つの商標の類似度は低く、消費者に誤認混同させるまでには至っていないと認定した（自由時報 2012 年 6 月 20 日 AA2）。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】 101 年度行商訴字第 35 号

【裁判期日】 2012 年 6 月 14 日

【裁判事由】 商標異議

原告 台湾菸酒股份有限公司

被告 經濟部知的財産局

参加人 台湾青啤股份有限公司

前記当事者間の商標異議申立事件について、原告が經濟部が下した 2012 年 2 月 15 日付経訴字第 10106101140 号訴願決定を不服として、行政訴訟を提起したので、本裁判所は参加人に独立で被告の訴訟に参加することを命じ、以下のとおり判決を下す。

主文

原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は被告の負担とする。

一 事実要約

事実の概要：参加人は 2010 年 6 月 2 日に「台青」商標を商標法施行細則第 13 条に定める商品及び役務区分表第 32 類の商品への使用に指定して出願し、被告より登録第 1447236 号商標として許可された。原告は 2011 年 3 月 29 日にその商標の登録が商標法第 23 条第 1 項第 13 号の規定に違反しているとして、これに対して異議を申立てた。被告は審理した結果、2011 年 11 月 25 日付、中台異字第 1000288 号商標異議決定書により「異議不成立」と決定した。原告がこの決定を不服として訴願を提起したところ經濟部により 2012 年 2 月 15 日付、経訴字第 10106101140 号決定で棄却されたが、原告はなお承服できず、本裁判所に行政訴訟を提起した。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 原告の請求：原処分及び訴願決定をすべて取消す。
- (二) 被告の請求：原告の訴えを棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。

三 本件の争点

本件の争点は係争商標と異議申立の引用商標を比較し、商標法第 23 条第 1 項第 13 号の違反に該当するか否かである。

- (一) 原告主張の理由：省略、判決理由の説明を参照。
- (二) 被告答弁の理由：省略、判決理由の説明を参照。

四 判決理由の要約

調べたところ、係争商標はデザインされていない漢字「台青」の二文字より構成されている。一方、異議申立の引用商標はそれぞれデザインされていない「台啤」の二文字及び「台湾上青」の四文字とで組成されている。係争商標と第 00883608 号「台啤」引用商標を比較したところ、一つ目の文字「台」のみが同じであって、双方の商標の 2 文字目はそれぞれ「青」、「啤」であり、両者は外観、読み方及び文字の意義が完全に異なっている上、語頭の文字「台」と組み合わせて、両者が表す文字の形と大きさが共に同じであるため、消費者の目に届く商標はそれぞれ「台青」と「台啤」であり、その外観上、読み方及び文字の意味も明らかに差異があるので、両者の語頭の文字が共に「台」という文字があっても、類似度は高くない。さらに、係争商標と引用商標である第 1447236 号商標とを比較したところ、両者共に同じく「台」と「青」の二文字を有するが、両者の外観及び字数には、二文字と四文字で明らかに異なっているところがあり、且つ引用商標である第 1447236 号商標のうち、「台」と「青」の二文字は連続して使用されておらず、その間には「湾」と「上」の二文字が挟まれている。両者の漢字は字数、組合せ及び排列が共に異なっており、読み方も同じではないため、たとえ「台」と「青」の二文字があっても類似度は非常に低い。言葉として、一部の消費者は台湾語で「青仔」をビールと呼ぶことはあるが、「青」、「啤」の二文字の北京語の読み方と外観が異なっているので、台湾語の発音がたまたま同じ意味を持っていることだけで、両者の商標に高い類似度があり、誤認混同させる商標であると主張することはできない。商標図案を観察するとき、もし商標図案が漢字で構成され、しかも漢字の語頭の文字が「台」という文字である場合、消費者は確かに「台湾」の略称と思う可能性があるが、しかし、「青」という文字については、北京語又は台湾語も様々な意味を有しており、例えば原告が係争商標と引用商標である第 00883608 号商標「台啤」とが近似していると主張しても、係争商標のうち「青」という文字が「ビール」又は「生、新鮮」という意味になるほか、「青」には「青年」という意味もあるため、消費者が「青」という文字からただちに「味や味覚の程度」を連想するとは言えない。よって、消費者が係争の「台青」商標を見たときに、引用商標である「台湾上青」商標を連想するまでには至らないので、誤認混同の可能性はなく、原告のこの部分の主張も採用できない。

双方の商標の類似度が非常に低いことは前述したとおりであり、関連消費者が双方の商標が同じ出所のシリーズ商品であると誤認することがないことは当然であり、また、2 つの商標の使用の間に関連企業、許諾関係、加盟関係またはその他類似関係があると誤認する恐れもないため、消費者が誤認混同する恐れはない。よって係争商標と引用商標とを比較した結果、商標法第 23 条第 1 項第 13 号違反はないため、被告が下した原処分には間違っていないと言える。

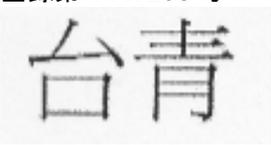
以上を総合すると、係争商標と引用商標は類似度がきわめて低く、同一又は高度な類似性を有する商品に指定されていても、消費者に誤認混同させるまでには至らないので、係争商標の登録は商標法第 23 条第 1 項第 13 号規定違反ではない。従って、被告による異議申立不成立の決定は、法に不一致なところがない。訴願の決定を維持したことに間違いはない。

前述を総じて論結すると、本件原告の訴えには理由がなく、知的財産案件審理法第 1 条、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段により、主文のとおり判決を下す。

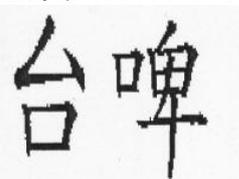
2012 年 6 月 14 日
知的財産裁判所第 2 法廷

裁判長 裁判官 陳忠行
裁判官 林洲富
裁判官 熊誦梅

添付図一（係争商標）

<p>【商標名称】 「台青」 登録第 1447236 号</p> 	<p>第 32 類： ビール、黒ビール、生ビール、ラガービール、ジンジャービール、モルトビール、ビール製造用麦芽汁、アルコール飲料の原料、ビール製造用ホップ、ノンアルコールビール、クワス、微量アルコールのフルーツ飲料、ノンアルコール飲料、ノンアルコールカクテル飲料、ノンアルコール食前飲料、蜂蜜を主成分とするノンアルコール飲料。</p>
--	--

添付図二（異議申立の引用商標）

<p>【商標名称】 「台啤」 登録第 00883608 号</p> 	<p>第 32 類： ビール、黒ビール、生ビール、ラガービール、モルトビール、麦芽酒、サイダー、ジュース、ミネラルウォーター、コーラ、ソース、スポーツ飲料、菊花茶、麦茶、ミルクティー、冬瓜茶、苦茶、靈芝茶。</p>
<p>【商標名称】 「台湾上青」 登録第 01214720 号</p> 	<p>第 32 類： ビール。</p>

02 著作権関連

■ 判決分類：著作権

1 使用料率について利用者が異議申立できる事項、著作権主務機関が変更できる事項は使用料の算定基礎、比率又は金額のみ

■ ハイライト

著作権は私権であり、著作権の利用許諾とその使用料の多寡については著作権集中管理団体と利用者との間の私法関係に属し、原則的には双方が協議し、市場メカニズムによる決定を尊重すべきである。使用料率は利用者が支払う使用料を算定するための基準であり、許諾契約の重要な情報である。私権事項ではあるものの、現在市場には著作権集中管理団体と利用者との間で合意を達成できない状況が存在しうるため、著作権集中管理団体条例第 25 条第 1 項に、利用者は（集中管理団体が定めた）使用料率に異議があるときは、著作権主務機関に審議申立できると規定されている。さらに同条第 4 項には、著作権主務機関が集中管理団体の使用料率を審議するときは、著作権集中管理団体の定めた使用料の算定基礎、比率又は金額を変更できると規定されている。ただし、利用者が審議申立できる事項は、使用料の算定基礎、比率又は金額に限られるべきである。多くの利用者があるとき、どの利用者が使用料を支払うべきかについては集中管理団体と利用者との協議すべきであり、利用者が審議申立できる事項ではない。

著作権主務機関が変更できる事項は、使用料の算定基礎、比率又は金額に限られるべきで、どの利用者から使用料を徴収するかについては含まれない。(資料出所：法源資訊)

II 判決内容の要約

知的財産裁判所判決

【裁判番号】101 年度行著訴字第 2 号

【裁判期日】2012 年 8 月 22 日

【裁判事由】著作権関連事務

原告 社団法人中華音楽著作権協会 (Music Copyright Society of Chinese Taipei)

被告 經濟部知的財産局

上記当事者間における著作権関連事務事件について、原告は 2012 年 4 月 11 日経訴字第 10106103310 号訴願決定を不服とし、行政訴訟を提起した。本裁判所は以下のように判決を下すものである。

主文

訴願決定及び原処分をいずれも取り消す。

訴訟費用は被告が負担する。

一 事実要約

原告(社団法人中華音楽著作権協会)は 2010 年 8 月 11 日に第 6 期第 1 回会員大会を開催し、その中で同協会が衛星放送テレビ局、ショッピングチャンネル、及び有線テレビ局に対する包括的使用許諾の使用料率(以下、「係争使用料率」)の改訂を決議し、2010 年 9 月 3 日被告(知的財産局)に書面で報告し、2011 年 1 月 1 日に公告した。その後、中华民国衛星廣播電視事業商業同業公会(Satellite Television Broadcasting Association R.O.C.)等の合計 40 に上る同業組合、協会又は企業が係争使用料率の設定過程及び内容について、利用者との協議が行われておらず、使用料算定方法も不合理である等の事由から、著作権集中管理団体条例(以下「集中管理条例」)第 25 条第 1 項の規定に基づき、被告に対して係争使用料率の審議を申し立てた。被告は集中管理条例第 25 条第 2 項に基づき、2011 年 2 月 14 日に自らのサイトで公告し、その後東森得意購股份有限公司(Eastern Home Shopping & Leisure Co.,Ltd.)等 4 社が次々と関連資料を提出して被告に審議申立を行い、審議過程参加人となった。さらに集中管理条例第 25 条第 4 項に基づき、2011 年 9 月 8 日と同年 10 月 19 日にそれぞれ 2011 年第 10 回及び第 12 回著作権審議及び調停委員会を開催し、係争使用料率審議事項に対して諮問を行った。前記委員会の決議、国内経済状況、利用者側の産業の現状及び音楽の利用状況を参酌し、集中管理条例第 25 条第 4 項に基づき、原告が定めた使用料率の算定基礎及び金額の変更を決定し、2011 年 10 月 31 日智著字第 10016003141 号書簡を以て審議結果を原告、審議申立人及び審議過程参加人に通知した。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが、經濟部が 2012 年 4 月 11 日に経訴字第 10106103310 号決定書を以て棄却したため、原告はすぐに本裁判所に対して行政訴訟を提起した。

二 双方当事者の請求内容

(一) 原告の主張：

被告が原告に有線テレビ局からの使用料徴収を禁止したことは、法律の留保の原則に違反し、法律に定められてない制限を追加するものであり、重大な越権裁量にあたる。審議過程には重大な瑕疵があるという違法がみられるため、原処分を取り消すべきである。音楽著作の使用料率の審議に関して、被告には原告が公告した使用料率の算定基礎、比率又は金額に対してのみ審議する権利があり、これは集中管理条例第 25 条第 4 項からみて明白である。これ以外の事項について、被告にはいかなる審議、変更の権限もない。原処分は原告に有線テレビ局からの公開放送にともなう使用料の徴収を禁止するものであり、これは原告が公告した使用料徴収の枠組を破壊するもので、集中管理条例に基づいて被告が審議できる範囲を越えており、明らかに法律の留保の原則に違反し、原告が集中管理条例第 24 条第 1 項前段に基づいて使用料率を決定する権利を違法に制限している。また被告が原告公告使用料率を「有線テレビの部分」に実

施することを禁止するのは、集中管理条例第 25 条第 8 項に違反している。並びに 1. 訴願決定及び原処分をいずれも取り消すこと、2. 訴訟費用を被告が負担することを請求する。

(二) 被告の答弁：

1. 集中管理条例第 25 条第 4 項でいうところの「使用料率の算定基礎」とは、集中管理団体が定める算定基礎（例えば、前年度事業収入、前年度広告総収入とロイヤリティ総収入の合計額等）のみを指すものではなく、使用料率の全体の枠組と適用範囲も含まれるものである。主務機関に集中管理団体の設定した使用料率の枠組と適用範囲を変更する権利がないのであれば、集中管理団体は自らに有利な方法で使用料を徴収できてしまい、それを受ける側の利用者にとっては極めて不公平であることを、先ず述べるものである。

2. 原告が 2011 年 1 月 1 日に公告した「衛星放送テレビ局」及び「ショッピングチャンネル」に対する使用料徴収の枠組とは、元来実務的に慣行されていた「一階段の使用料徴収枠組」、即ち「衛星放送テレビ局/ショッピングチャンネルから有線テレビ局」及び「有線テレビ局から視聴者」における公開放送は一律にその源頭側（即ち衛星放送テレビ局/ショッピングチャンネル）に使用許諾するという方式から、「二階段の使用料徴収枠組」、即ち「衛星放送テレビ局/ショッピングチャンネルから有線テレビ局」、「有線テレビ局から視聴者」という相異なる公開放送行為により段階に分け、それぞれ衛星放送テレビ局、ショッピングチャンネル及び有線テレビ局に対する使用料率を定める方式へと変更されたものである。被告は双方の意見及び審議委員会の専門家の意見を斟酌し、さらには台湾における従来の許諾実施状況を考慮して、集中管理条例第 25 条第 4 条に基づき、原告が公告した「二段階の使用料徴収枠組」を元来の「一段階の使用料徴収枠組」に戻すことを決定した。また、この使用料徴収枠組を回復した後は、有線テレビ局が支払う使用料は大部分が衛星放送テレビ及びショッピングチャンネルが支払う使用料で取って代えることができ、該項目の使用料率設定は必要がないため、集中管理条例第 25 条第 8 項に基づいて実施を禁止した。さもなくば二重徴収の状況が発生してしまう。ただし、有線テレビ局が放送する「自社制作チャンネル番組」及び「海外チャンネル番組」については衛星放送テレビ局及びショッピングチャンネルが有線テレビ局に替わって使用許諾を受けた範囲に含まれないため、被告は原告に使用料徴収及び使用料率設定を決定する権利があることを考慮し、係争処分において原告に該部分の使用料率を別途設定し、有線テレビ局から使用料を徴収することを要求している。1. 原告の請求を棄却すること、2. 訴訟費用を原告が負担することを請求するものである。

三 本件の争点

集中管理条例第 25 条第 4 項に規定されるところの「使用料率の算定基礎」には、使用料の全体の枠組と適用範囲も含まれるのか否か。

四 判決理由の要約

著作権は私権であり、著作権の利用許諾とその使用料の多寡については集中管理団体と利用者との間の私法関係に属し、原則的には双方が協議し、市場メカニズムによる決定を尊重すべきである。使用料率は利用者が支払う使用料の算定基礎であり、許諾契約の重要な情報である。私権事項ではあるものの、現在市場には集中管理団体と利用者の間で合意を達成できない状況が存在しうるため、もし適切な調和システムを以て解決に協力しなければ、使用許諾契約の締結が遅れ、著作を使用できない状況も発生してしまう。従って、集中管理団体と利用者との間で合意を達成できないときは、著作権主務機関が協力するのが好ましいため、集中管理条例第 25 条第 1 項に、利用者（利用者の団体を含む）は（集中管理団体が定めた）使用料率に異議があるときは、著作権主務機関に審議を申し立てることができることと規定されている。さらに同条第 4 項には、著作権主務機関が集中管理団体の使用料率を審議するときは、著作権集中管理団体の定めた使用料率の算定基礎、比率又は金額を変更できると規定されている。しかしながら、集中管理条例第 25 条第 4 項の改正理由にはすでに、それが変更できる「使用料率の算定基礎、比率又は金額」の例として「例えば、ラジオ局とテレビ局の公開放送に対する使用料がチャンネルの属性に基づいて区分されていないとき、審議においてさらに細分化できる、坪数による元来の使用料算定方法を、審議において部屋数による使用料算定方法に変更できる等」が示されている。利用者が集中管理条例第 25 条第 1 条で審議申立できる事項は、使用料の算定基礎、比率又は金額に限られるべきである。多くの利用者があるとき、どの利用者が使用料を支払うべきかを明確にすることで初めて使用許諾と交渉のコストを簡素化でき、利用者

と集中管理団体が得る利益を最大化にすることができ、つまりこれは集中管理団体と利用者との協議すべき事項であり、利用者が審議申立てできる事項ではない。被告が集中管理条例第 25 条第 4 項に基づいて変更できる事項は、使用料の算定基礎、比率又は金額に限られるべきで、どの利用者から使用料を徴収するかについては含まれない。況してや著作権法の公開放送の定義によると、衛星放送テレビ局のアップリンク/ダウンリンク（訳注：ここでは衛星放送テレビ局から衛星へ信号を送信するアップリンクと衛星から有線テレビ局へ信号を送信するダウンリンク）という行為と、有線テレビ局が衛星から受信した信号をケーブルシステムで視聴者に伝送する行為は、いずれも公開放送に該当する。原告は元来、これら 2 種類の公開放送行為にそれぞれ使用料率を設定することができ、二重徴収の問題がないため、原処分が原告に有線テレビ局からの公開放送（衛星放送テレビ局とショッピングチャンネルからの番組の部分）における使用料徴収を禁止したことには、法的根拠がない。著作が衛星放送テレビ局の公開放送によって、著作利用の経済利益が実質的に発生する利用行為は「有線テレビ局から視聴者まで」の段階にあるが、原処分が決定した添付資料に示される衛星放送テレビ局等チャンネルに対する使用料率値上げは「有線テレビ局から視聴者まで」の部分で発生する使用料を含む総和である。原告が「二段階の使用料徴収枠組」に変更して有線テレビ局から使用料を徴収することを希望するのであれば、被告が決定した添付資料に示される衛星放送テレビ局等チャンネルに対する使用料率が合理的であるか否か、二重徴収の状況が有るか無いかについて別途審議する必要がある。

以上をまとめると、本件の原処分が原告に対して有線テレビ局からの公開放送（衛星放送テレビ局及びショッピングチャンネルの部分で、自社制作チャンネル番組及び海外チャンネル番組は含まない）における使用料徴収を禁止したことは法律に適合せず、訴願決定も糾正されていないため、法に適合しない。原処分と訴願決定を取り消すという原告からの請求には理由があり、許可すべきものである。

上記論結に基づき、本件原告の請求には理由があるため、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段により、主文の通り判決を下すものである。

2012 年 8 月 22 日

知的財産裁判所第一法廷

裁判長 李得灶

裁判官 蔡惠如

裁判官 林欣蓉

2012 年 8 月 24 日

書記官 周其祥

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2014 TIPLO, All Rights Reserved.